資料３

生産調整に関する研究会について

平成１４年3月２８日
食　　糧　　庁

１　研究会の設置

生産数量管理への移行を図ることとされた生産調整の今後のあり方等について幅広く検討するため、学識経験者、生産者団体、地方公共団体等から構成される「生産調整に関する研究会」が平成１４年１月１８日に設置された（座長：生源寺眞一東大大学院教授、座長代理：髙木勇樹農中総研理事長）。

また、本研究会における議論を円滑に進めるため、総括的に議論の整理を行う企画部会が研究会の下に設置された。

２　これまでの検討状況及び今後の予定

（１）１月１８日に、第１回全体研究会及び第１回企画部会が開催され、研究会の今後の運営方針等について意見交換が行われた。

（２）１月３０日に開催された第２回企画部会においては、論点・課題の整理に向けて、各委員から問題提起がなされた。

（３）２月１４日に開催された第３回企画部会では、この問題提起を踏まえ、論点整理の方向と今後の企画部会における論議のあり方について意見交換が行われ、「論点整理の枠組み（案）」が取りまとめられた。

（４）２月２２日に開催された第２回全体研究会においては、これまでの企画部会における検討状況について議論が行われ、「論点整理の枠組み（案）」が了承された。また、研究会の委員から要求のあった資料の報

告・評価が行われた。

（５）３月４日及び２２日に開催された第４回及び第５回企画部会では、「論点整理の枠組み」及び各委員から提出された意見に基づき、論点・課題の整理について議論が行われ、また、今後の検討の進め方等について意見交換が行われた。

（６）３月２６日に開催された第３回全体研究会では、論点・課題の整理が行われるとともに、４月以降の検討体制（全体研究会の下に、企画部会に加え、新たに生産調整部会及び流通部会を設置）と、新体制下における６月までの研究会の開催日程が決定された（参考１～３）。

　また、ミニマム・アクセス米の影響評価及び米粉調製品の輸入実態とその影響についての議論が行われた（別添１及び２）。

（７）なお、研究会における論点・課題の整理に資するため、３月に、熊本県、宮城県及び石川県の３か所で「現地検討会」が開催され、生産者等との意見交換が行われた（参考４）。

（参考）これまでの生産調整に関する研究会の開催状況

全体研究会	企画部会	開　催　日	主　な　検　討　内　容
第１回		１月１８日（金）	研究会の設置
	第１回	１月１８日（金）	研究会の今後の運営方針
	第２回	１月３０日（水）	委員からの問題提起
	第３回	２月１４日（木）	問題提起を踏まえた意見交換
第２回		２月２２日（金）	企画部会における検討状況
	第４回	３月　４日（月）	論点・課題の整理、４月以降の研究会の進め方の論議
	第５回	３月２２日（金）	論点・課題の整理、４月以降の研究会の進め方の論議
第３回		３月２６日（火）	論点・課題の整理、４月以降の研究会の進め方のとりまとめ

第３回生産調整に関する研究会提出資料　　（参考１）

論点・課題の整理（案）

平成１４年３月２６日
生産調整に関する研究会

Ⅰ．検討の進め方に関する論点

１）検討の基本原則に関する論点

○　国民と生産者の信頼を高めるため、これまでの枠組みにとらわれず、根本に立ち返って検討すべきであり、構造政策、経営所得安定対策等の関連する施策のあり方も視野に入れた総合的な検討が必要である。

○　生産現場の理解と納得を得るために生産者にはっきりとしたメッセージが伝わるわかり易い政策の構築に向けて、消費者、納税者としての国民の理解を得ながら検討を進めることが大切である。

○　関連する情報をわかり易く開示し、検討の前提となる共通認識の醸成を図る必要がある。

２）検討の手順に関する論点

○　検討を効率的に進める上で、共通認識の醸成が先決である事項を摘出し、実態等の十分な分析・検証等を通じて思い込みを排除していく必要がある。

○　改革のスピードに十分留意し、総合的な検討を行う中でも、生産調整に直接関連する施策と関連性の比較的薄い施策の相違を意識しながら、焦点をぼかさずに効率的な論議を行うべきである。

○　検討の順番としては、（全体のシステムのイメージを描きながら、）政策のあり方、手法のあり方を明確にした後で助成のあり方を検討すべきである。

○　検討の進行に応じ、情報をわかり易く開示した上で、現場の声やパブリックコメントを求めることが必要である。

３）検討上配慮すべき事項に関する論点

○　多面的な見方・分析が必要であり、生産者、消費者それぞれの視点に立って、生産・流通・加工・消費等の各分野への目配りをする必要がある。

○　政策目的と手段については、手段相互の影響も考えながら適切な対応関係を保つ必要がある。

Ⅱ．政策等のあり方に関する論点

１）生産調整のあり方に関する論点

（１）全般的な問題点に関する論点

○　３０年間の経過にもかかわらず、うまくいかない現行の生産調整の問題点を総括して、生産調整を独り立ちした方式に転換するために何が必要かを考えるべきではないか。

○　生産調整の効果の評価に当たっては、近年のデフレの進展等の状況変化を踏まえ、実証的に判断していく必要があるのではないか。
○　生産調整には価格安定の視点のみならず、生産性・品質・販売力等の向上を目指す製造業としての視点が不可欠ではないか。
○　生産者団体と国、地方公共団体の役割分担・連携のあり方を再検討し、仕組みを構築し直すべきではないか。
○　農村において、集落機能が低下している現状を十分考慮すべきではないか。
○　生産者まで必要な情報が伝わらないことや正確さを欠いて伝わる現状をどのように改善していくかを考えるべきではないか。また、生産者が伝わった情報をどのように活用するのかを含めて考えるべきではないか。
○　需給や価格形成に敏感に対応する生産者や稲作構造づくりを目指して取り組むことが緊急の課題ではないか。
○　全国的な生産調整との整合を図りつつ、地域によって生産条件等が大きく異なる水田農業の現状にかんがみ、地方分権の考え方を入れるべきではないか。
○　見直しにより想定される稲作経営モデルを組み立てて提示し、実際の経営に及ぼす影響を共通認識とした上で、見直しの内容を議論すべきではないか。
○　新たな生産調整については、どの範囲の米、どの範囲の生産者を対象にするのかを、従来の枠組みに捕らわれず考えるべきではないか。
○　新たな対策は生産者の農政不信を招かないためにも、現行の水田農業経営確立対策の実施期間を十分考慮して検討すべきではないか。

（２）目的の理解に関する論点
○　誰のため、何のための生産調整なのかを明らかにすべきではないか。
○　稲作構造改革、需給均衡の達成、自給率の向上、水田の多面的機能の発揮等の複数の政策目的間の関係を整理すべきではないか。
○　市場の需給均衡状態へのソフトランディングを目指し、当面継続する生産調整も稲作の構造改革に対する副作用の小さなものへ変えていくことが必要ではないか。

（３）手法の選択に関する論点
①　手法の選択に当たっての基本的考え方
○　押しつけ的な生産調整は困難であり（行うべきではなく）、生産調整に参加するかどうかは生産者の自主的な判断に委ねるべきではないか。
○　生産者の自主性や選択が尊重される制度とは何かを明らかにして検討すべきではないか。
○　過剰米の発生により数年間にわたる大混乱が生ずる恐れにかんがみ、適切な計画生産が必要であることを先ず確認すべきではないか。
○　必要な情報を開示しながら生産者の意向を調査し、それに基づき生産調整の試験的な中止も含めた判断をしてはどうか。

② 不公平感の是正

○ 少なからぬ財政負担を伴いながら高じてきている不公平感の実態について様々な観点から分析し、共通認識を醸成することが先ず重要ではないか。

○ 計画生産を基本に正直者がバカを見ない仕組みづくりを最重点課題として生産調整のあり方を検討すべきではないか。

○ 水田面積に応じた一律の配分等公平な配分基準と目標調整の仕組み、確認方法とその主体、不公平感を是正する本作化のための対策、経営所得安定対策等総合的なメリット対策の検討が必要ではないか。

○ 過剰米を処理するに当たって負担の公平性を確保するためにも、選択的な生産調整への移行のためにも、水田の面積に応じた一定額の負担を徴収する法律や制度的な仕組みが必要ではないか。

○ 公平性確保は供給カルテル破りの防止が課題であり、法的措置は難しいが、実効ある手法を事例の研究等を通じて幅広く検討すべきではないか。

○ 多様な不公平や不公平感がある中で、不公平や不公平感をなくすには、生産調整以外の手法で需給調整を行うといった発想の転換が必要であり、法制度はもちろん強制的な手法は新たな不公平を生むか助長するだけではないか。

○ 米政策全体の姿を提示し、情報開示と提供システムの構築・整備を行い、生産者の自主的経営判断で行う選択肢のあるシステムへ転換することが不公平感を是正する最も効果的な方策ではないか。

○ 公平確保のため、①ガイドライン配分の方法、②支援制度への負担のあり方、③セーフティーネットのあり方、④流通助成のあり方について具体的に検討すべきではないか。

③ 手法のあり方

○ 現行の制度は複雑すぎて、実効性を削いでいることを考慮すべきではないか。

○ 銘柄別の需給や価格動向を踏まえながら需給調整を行いうる仕組みを検討すべきではないか。

○ いわゆる田湧き現象等の現行制度では排除できない影響についても考慮した仕組みを検討すべきではないか。

○ 生産数量管理への移行に当たっては、現行の問題点の整理を含めその是非についての共通認識が必要であり、また、実効性の点から、面積管理も併用してはどうか。

○ 適地適作を促し、生産者の創意工夫が発揮できるよう生産調整権を貸借ないしは売買する仕組みを検討してはどうか。

○ 押しつけ的な生産調整は困難であり（行うべきではなく）、計画生産を誘導する効果的なメリット対策の具体化により生産者が主体的に取り組むことができる仕組みの検討が必要ではないか。

○ メリット措置については、地区達成ではなく、生産者の達成のみを要件化すべきではないか。

○　メリット措置については、集落営農等の地域の取組を阻害しないよう、個人達成のみを要件とすることには慎重を期すべきではないか。

○　生産調整面積、生産面積、生産数量それぞれの調整手法について、政策的な意味合いを（政策効果）とその長所・短所を整理しながら、検討すべきではないか。

2）関連政策のあり方に関する論点

（1）米政策のあり方に関する論点

○　米を産地まで遡及できる仕組みを構築する等、「安全性」と「質」を基本に考えるべきではないか。

○　食料安全保障の観点からの価格の安定と供給の安定の必要性を踏まえた検討を行うべきではないか。

○　米管理についての助成に市場動向に合った生産流通に逆行しているものがないか検証すべきではないか。

○　計画流通米の競争力確保に向けて、計画流通制度の見直しが必要ではないか。

○　計画外流通の実態を把握し、計画外流通米の供給制限が適切に行われていなければ、規制の効果的手法を研究することも必要ではないか。

○　計画外流通米を「好ましくないもの」と位置づけることは、生産者が自らの経営判断として売れるものを作り販路を開くという本来あるべき姿を否定することにつながることから問題ではないか。

○　流通する米の相当部分が計画流通であるという前提に立つのではなく、今後、流通の形態は更に多様化するという認識が必要ではないか。

○　平時における流通規制は必要ないのではないか。

○　市場実態に応じた価格形成が可能となるように、価格形成のあり方を検討していくことが必要ではないか。

○　銘柄格差等を市場実態に合わせたものとするメカニズムが必要ではないか。

○　消費拡大は生産者自らの課題として力を入れるべきではないか。

○　消費拡大に向けて、行政も日本型食生活の普及定着に向けた実効性ある施策を検討すべきではないか。

○　学校給食に対する予算の集中や生活保護費の一部を米の現物支給の形に振り向けること等ができないか。

○　輸入米による備蓄等、備蓄と在庫調整を切り離し、在庫調整は生産者・農協に任せることが必要ではないか。

○　ミニマム・アクセス米や米粉調製品の輸入の現状と影響について分析・検証し、それを踏まえた検討を行うべきではないか。

○　主食としての米の需給・価格の安定と安定供給、安全性の確保、実効ある国境措置等国の役割と責任の明確な位置づけが必要ではないか。

○　米の商品特性を踏まえ、消費者の視点に立って財政負担等について検討することが必要ではないか。

○　生産者といっても大規模の主業農家と兼業の副業農家との考えには開きがあり、「生産者」を一括りにしない視点が必要ではないか。

（２）水田農業政策のあり方に関する論点

○　国民と生産者の信頼を高めるため、これまでの枠組みにとらわれず、根本に立ち返って検討すべきであり、構造政策、経営所得安定対策等の関連する施策のあり方も視野に入れて総合的に見直し、法制度の整備を含めた水田農業基本政策の確立が必要ではないか。

○　必要な水田面積を算出し、その他については畑地化、汎用水田化を進める等、適地適作を進めるために何が必要かを考えるべきではないか。

○　地域土地利用基本計画の策定の徹底等、農地を農地として利用することを基本とした農地制度のあり方の検討が必要ではないか。

○　植林等を含めた農地の多目的な利用のあり方について検討することが必要ではないか。

○　需要に即した計画生産を主体的に取り組む前提として、地域を単位とした水田農業の構造改革を進める対策が必要ではないか。

○　ため池や水路の管理等、装置としての水田の機能を維持するためには集落全体の協力が必要なことに十分配慮すべきではないか。

○　集落機能を維持する論点と生産や生産調整のあり方論は分けて考えるべきではないか。

○　集落営農を含む担い手への農地利用集積を進める仕組みが必要ではないか。

○　需給調整のための助成と農地の維持のための助成を区分して考えるべきではないか。

○　農地に係る団体・組織（農業委員会・土地改良区等）のあり方も視野に入れておくべきではないか。

○　面積を支払いのベースとする作物転換助成には問題が多く、稲作からの脱却と自給率向上の観点に立った見直しが必要ではないか。

○　麦大豆等の本作化のための助成と生産調整への参加を促すメリット措置を分けて考えるべきではないか。

○　転作作物については、ユーザーに評価されるものをつくることが必要であるが、助成金の存在（水準）が、売れなくてもとにかく作るといったモラルハザードを惹起しているのではないか。

○　安全性と環境を重視して耕畜連携を思い切って進める制度的な仕組みの検討が必要ではないか。

○　水田農業政策に係る予算について、農林水産省全体で効率的な推進を図ることが必要ではないか。

○　水田農業の構造改革を進めるためには、将来像を提示しながら、生産者の理解を得ていくことが必要ではないか。

○　我が国の気候条件に適した、極めて優れた資源循環型の食料生産装置である水田をできるかぎり守っていくことを基本とすべきではないか。

（３）経営政策・担い手政策のあり方に関する論点

○　生産調整のあり方を検討する上で、経営政策・担い手政策のあり方は密接不可分であり、整合性をもった検討が重要ではないか。

○　一般的な米価の暴落対策と切り離して、育成すべき経営体の所得安定対策として経営安定対策を考えるべきではないか。

○　現行の認定農業者制度を見直し、集落営農を含めた多様な担い手を育成する新たな担い手制度と経営所得安定対策の確立・具体化が必要ではないか。

Ⅲ. 共通認識を醸成すべき論点

○　国民と生産者の信頼を高めるため、これまでの枠組みにとらわれず、根本に立ち返って検討すべきであり、構造政策、経営所得安定対策等の関連する施策のあり方も視野に入れた総合的な検討が必要である。

○　以下について、十分な実態の分析・検証を通じて（思い込みを排除し）、共通認識を醸成することが重要である。

①　少なからぬ財政負担を伴いながら、不公平感が高じてきている原因

②　ミニマム・アクセス米、計画外流通の影響

○　生産者団体と国、地方公共団体の役割分担・連携のあり方を検討すべきである。

○　生産者まで必要な情報が伝わらないことや正確さを欠いて伝わる現状をどのように改善していくかを考えるべきである。また、生産者が伝わった情報をどのように活用するのかを含めて考えるべきである。

第３回生産調整に関する研究会提出資料　　（参考２）

「生産調整に関する研究会」における今後の検討体制について（案）

平成１４年３月２６日
生産調整に関する研究会

１　基本的考え方

３月における論点・課題の整理を踏まえ、今後の検討に当たっては、次のような点に留意することが必要である。

①　これまでの枠組みにとらわれず、関連する施策のあり方も視野に入れた総合的な検討を行うこと

②　透明性の高い論議を行いながら、基礎的な事項について関係者の共通認識を醸成しつつ検討を行うこと

③　現場の理解と納得を得つつ、生産者・消費者それぞれの視点に立って各方面への目配りを行いながら検討を行うこと

このような観点に立って今後の検討を効率的に進めるため、本研究会の４月以降の検討体制を、以下のとおり再構築する。

２　全体の構成

下図のとおり、本研究会の下に、企画部会、生産調整部会、流通部会及び専門委員会を置く。

- 生産調整に関する研究会
  - 企画部会
    - ・共通認識の醸成をはじめ各部会における論議の整合性を確保するための検討
    - ・関連施策も含めた米政策全体のあり方に関する総合的検討
    - ・研究会全体の構成・進め方に関する検討
  - 生産調整部会
    - ・不公平感の実態に関する分析と公平確保のための手法に関する検討
    - ・ポジ数量管理の必要性と具体的手法に関する検討
    - ・目標数量配分と調整のあり方、関係機関の役割分担、助成のあり方等生産調整のあり方に関する検討
    - 専門委員会
      - ・確認方法、目標配分手法等に関する実務的な観点に立った検討
  - 流通部会
    - ・計画流通制度のあり方等米をめぐる流通問題に関する検討

３　各部会の構成

（１）企画部会

現在の学識経験者委員及び全国生産者団体委員合計９名に加え、都道府県委員２名程度を追加し１１名程度の構成とする。

（２）生産調整部会

全体研究会委員を振り分けた上で、市町村委員２名を加えて構成する。

（３）流通部会

全体研究会委員を振り分けた上で、集荷業者委員２、３名、卸売業者委員２名、小売業者・実需者委員３名を加えて構成する。

（４）その他

①　全体研究会の構成は現行の２２名のとおりとする。

②　研究会委員については、生産調整部会又は流通部会のいずれかに所属するものとし、その所属については各委員の希望を聞いた上で、各部会のバランスを考慮し、座長及び座長代理が決定する。

③　検討の全体的整合性を図る観点から、座長及び座長代理は全ての部会に所属する。また、企画部会委員は、それぞれが所属する部会以外の部会にも出席し、発言できるものとする。

④　各部会における検討の整合性を図るため、必要に応じ、合同部会を開催する。

⑤　生産調整部会に置かれる専門委員会については、生産調整部会の検討状況に応じ、委員構成を部会で検討した上で設置する。

第３回生産調整に関する研究会提出資料

（参考３）

６　月　ま　で　の　と　り　あ　え　ず　の　日　程

平成１４年３月２６日現在

月	全体研究会等	企画部会	生産調整部会	流通部会
４月	第４回研究会　4/ 9(火)14:00～ 第５回研究会　4/26(金)14:00～	第６回　4/ 3(水)14:00～ 第７回　4/18(木)14:00～	第１回　4/12(金)15:00～ 第２回　4/22(月)10:00～	第１回　4/16(火)10:00～
５月	現地検討会（２回） 第６回研究会　5/30(木)14:00～	第８回　5/16(木)14:00～ 第９回　5/28(火)10:00～	第３回　5/14(火)10:00～ 第４回　5/23(木)10:00～	第２回　5/ 8(水)10:00～ 第３回　5/22(水)10:00～
６月	現地検討会（３回） 第７回研究会　6/28(金)14:00～	第10回　6/11(火)10:00～ 第11回　6/20(木)14:00～	第５回　6/ 7(金)10:00～ 第６回　6/18(火)10:00～	第４回　6/ 4(火)10:00～ 第５回　6/14(金)10:00～
７月～８月	未定			

第３回生産調整に関する研究会提出資料

（参考４）

現地検討会で出された主な意見

項　　目	熊本（３月２日）	宮城（３月１２日）	石川（３月１６日）
Ⅰ　検討の進め方に関する意見	・生産調整、自給率や農政問題は、生産者だけでなく、消費者を含め国民全体の食の問題ととらえるべき（生産者） ・総論でなく、即各論でやるべき（農協） ・現地検討会には、減反をやらない人も呼んで意見を聴くべき（生産者） ・ポジ配分については、その必要性と実効性等を現場の声を反映しながら整理を行い、現場への制度の説明・浸透を図ることが前提（生産者）	・生産調整は消費者等国民全体の視点に立った検討が必要(学生) ・数量管理は、需給調整上必要であろうが、生産現場の状況を考えれば、時間をかけて十分な検討が必要(生産者)	・現在の生産調整方式は限界であり、改革をスピーディーに実現して欲しい(生産者)
Ⅱ.１)生産調整のあり方に関する意見 (１)全般的な問題点	・早場米に配慮した制度づくりをすべき（生産者） ・飯米農家にも理解を得られる仕組みを構築すべき（農協） ・飯米農家が多く、計画流通米比率が非常に低い集落を抱える地域では、生産数量管理への対応が極めて困難（農協） ・零細農家から大規模農家までを同じ土俵に乗せて、全部を良くしようとするからできるわけがない（生産者） ・ポジ配分は、五穀豊穣や収量への期待などを削ぐもの（生産者）	・緊急需給調整対策の予算を古米処理に仕向けるべき(生産者) ・大規模農家の多くは､経営に主体性を持ち、販売の観点から生産調整の実施を選択する傾向にあることに留意すべき(生産者) ・生産数量の把握と生産オーバー分の対処、ポジ数量に対する価格の補償も含めて国が責任を持ってやるべき(生産者) ・ポジ配分の不安材料（生産オーバー分の処理、作況が悪い場合の補償、確認方法等）をどう払拭するかが課題(農協、行政) ・価格の安定を図るための一律的な生産調整を続けていては、自由な発想をする農家が育たない(流通業者) ・生産調整はやめるべきで、こういった政策に助成金を出すべきではない(生産者) ・地域の特性を反映した制度にすべき(農協)	・兼業農家が集落で重要な役割を果たしていることに留意すべき(生産者、農協) ・数量管理では確認等が難しい(生産者) ・集落機能に頼る生産調整は限界(生産者) ・30年間続いた生産調整について、歴史を精査し、十分検証することが必要(生産者) ・自ら生産した米を売る力のある農家は生産調整しなくなる(生産者) ・現行の制度は５年を前提としており、途中で改正すべきではない(農協、行政)
(３)手法の選択に関する論点 ①手法の選択に当たっての基本的考え方	・生産調整は、経営者の自主判断が活かされる制度とすべき（生産者） ・自主的となると米価が下がるので、セーフティーネットを講じるべき（生産者） ・生産調整として、何も面積だけで収穫量を調整する必要なし（有機栽培をすれば、収量が減り、おいしく安全なお米をコスト削減して生産することができる。）（生産者）	・強制的に転作面積を割り当てるのではなく、自己責任でやれるよう、また、経営者として選択できる政策にすべき(生産者)	・量を抑えて、品質を向上するためには生産数量による調整が必要(生産者)
②不公平感の是正	・生産調整に参加した人には、それ相当の助成措置を講じるべき（生産者） ・全体的な生産増で余った米の処理を一部の人で負担するのを改善すべき（生産者） ・制度を見直して、協力した農家が非協力の農家より明らかに得したという制度にすべき（流通業者） ・生産調整の県別配分は全く不平等で、全国一律にすべき（生産者）	・真面目な農家の努力に報いるためには、法規制なり、罰則なりが必要(生産者) ・未参加者には、国の補助金の対象外とすることや、法的にペナルティー・負担金を科すことも視野に入れるべき(生産者)	・手上げ方式では、更に不公平感が増大し、転作麦・大豆等の生産体制が崩壊(生産者) ・水田面積に対し一律に需給調整のための負担を徴収することを法制化すべき(生産者、農協) ・数量管理のためには、表示を明確にしたもの以外流通させない体制を作るべき(行政)

③手法のあり方	・制度を簡素化し、理解しやすいものにするとともに、継続性のあるものに改めるべき(生産者)	・制度が複雑なので、簡素化すべき(生産者、行政) ・生産調整は農家の自由意思に任せ、地域達成は廃止(生産者)	・現行の制度は複雑であり、農家に説明できるよう、簡素化すべき(行政) ・生産調整はやむを得ない。96万haを基礎とし、追加の生産調整分、刈取り前の生産調整分に助成金の重点を移すべき(生産者) ・作付段階と在庫チェック時の６月末の２本立ての調整が必要(生産者)
２)関連政策のあり方に関する意見 (１)米政策のあり方	・現行の稲経に最低価格補償を設定するとともに十分な財源を確保すべき（農協） ・集荷率を向上するには、計画流通米へのメリット策を出すべき（生産者） ・計画外流通米並の経費を目標に自主流通米の流通経費を見直すべき（流通業者） ・援助米、飼料用米等を推進すべき（消費者） ・新たな需要拡大に取り組むべき(生産者) ・ラベルの信用を回復するため、流通・小売業界責任を持つとともに、関連するデータを提示できるシステムを構築すべき（消費者） ・米の表示について、チェック体制の確立、表示の明確化、違反者へのペナルティの強化等を図るべき（生産者） ・米政策の見直しにおいては、清酒業界を視野に入れるべき（流通業者） ・環境にやさしい農法をやっている人を応援すべき（消費者） ・米の過剰問題は、経済の原則に任せるべきで、米の予算を麦・大豆に（行政） ・農家もそろそろ米から脱却しなければならない時期（生産者）	・計画米と計画外米の区別をなくすべき(生産者) ・流通制度については、流通の活性化、流通コストの削減による農家手取りの確保、透明性の向上の観点から検討すべき(生産者) ・やる気と能力のある主業農家に稲経の対象を絞る方向に賛成(生産者) ・計画米と計画外米の隔たりをなくすと、今以上に流通調整が不可能となり、米価格が乱高下する(生産者) ・計画外流通米は、流通実態を把握し、規制をかけるべき(農協) ・米の輸入制限はやめ、むしろ輸出も考えるような発想が必要(流通業者) ・米の商品先物取引を新設し、民間による備蓄も可能とすべき(流通業者) ・米の新規用途を開拓すべき(流通業者) ・川上で全量検査をし、未検査米の流通を防ぐことが必要(流通業者) ・ミニマム・アクセス米について、国は数量を下げるかやめる方針で望むべき(消費者) ・国民的大運動で、「米を食べよう」の取組が必要(生産者)	・生産者団体は、「売れるから作る」販売主義へ転換することが必要(生産者) ・ミニマム・アクセス米はできるだけゼロに近づけるべき(生産者) ・米の消費拡大に向け、全国の小中学校に炊飯設備の整備を進め、毎日給食に使用することが重要(生産者) ・計画外米の規制を強化すべき(生産者) ・コシヒカリばかり作るのではなく、需要に見合った生産が必要(流通業者) ・川上だけを保護することは市場原理にあわない(流通業者) ・大規模業者と地方の小規模卸が併存可能な制度が必要であり、流通ルートの特定廃止には反対(流通業者) ・表示等の安全性確保に向けた取組を具体化すべき(消費者) ・消費者の理解しやすいように、米の表示単位を1俵60kgから10kgにして欲しい(行政)
(２)水田農業政策のあり方	・阿蘇のように高冷地のため冬作ができない地域には米作りをさせるべき（生産者） ・麦・大豆の不適地では、その地域に適した作物に対しても、十分な助成体系を確立すべき（農協） ・生産調整は、経済効率だけでなく、水田が持つ多面的機能等の問題も含めて考えるべき（生産者）	・国民の食料を生産する専用農地と、都市近郊の転用農地をはっきり区別すべき(生産者) ・水田として適地でない所は、農地転換補助金制度をつくって、地目変換を進め、廃田にすべき(生産者) ・安全な飼料を供給するという観点からは、エサ米を位置づけるべき(行政) ・治水を含む環境保全や生態系の保持上からも、水田の機能を活かし続けるべき(行政)	・米の生産調整と転作振興は切り離して考えるべき(生産者) ・麦・大豆等の需要拡大に本気で取り組むことが必要(生産者) ・中山間地の米作りにも配慮すべき(生産者) ・地域の実情を汲み取りながら、基本法にある自給率の向上を目指すべき(農協)
(３)経営政策・担い手政策のあり方	・再生産を補償する「補てん基準価格の設定と差額補てんの制度」を検討すべき(生産者)	・農業・農村内部で議論している限り、副業的農家中心の農政から脱皮することは不可能(生産者) ・活力ある担い手を獲得するシステムとして資格制度（農師）を提案する(生産者) ・水田農業の新たな担い手支援制度が必要(流通業者)	・担い手農家と副業的農家に対する支援策の色分けと、対策の２本建てを望む(生産者) ・農業関係の補助事業は縮小し、主業農家の所得を補償する制度へ転換すべき(行政)